

一定の投資性金融商品の販売に係る

20260119-1

重要情報シート（個別商品編）

投資信託

コード：2158

1 商品の内容

当社は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

金融商品の名称・種類	UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ- Manダイナミック・インカム・ファンド 円ヘッジクラス（毎月分配型） ケイマン籍／オープン・エンド型契約型公募外国投資信託
組成会社（管理会社）	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
販売会社	SMBC日興証券株式会社
金融商品の目的・機能	ファンドは、実質的に主として世界各国の企業や政府が発行する債券および様々な資産を裏付けとする証券化商品に投資を行い、中長期にわたり、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインを獲得し、また、元本成長を達成することを目指します。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	この商品は、主として中小型のグローバル債券（ハイイールド債券、投資適格債券や新興国債券などの幅広い債券）に柔軟な運用アプローチで投資を行います。中長期で魅力的なトータルリターンを追求しつつ、信用リスクや金利リスク等の各種リスクを理解し、一定程度の元本割れリスクを許容できる投資家様向けのファンドです。月次の分配金を享受したいと考えている投資家様にご投資頂くことを想定しております。ある程度の元本割れリスクおよび分配金を支払う際に元本から払出される可能性も許容する投資家様向けのファンドです。
毎月分配金が支払われるタイプの投資信託をご検討のお客さまへのご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 分配金は預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。国籍投資信託の分配金の一部または全部が、元本の一部又は戻しに相当する場合も分配金として分配課税の対象となります。一般的に、毎月分配型の投資信託は、分配金の支払い頻度の少ないタイプの投資信託と比べて、複利効果が小さくなり、運用が効率となります。 そのため毎月分配金を受け取らなくてもよいと考えのお客さまは、分配金の支払い頻度がより少ないタイプの投資信託を選択することで、複利効果を伴う長期的な資産形成がより期待できます。 また分配金は、固定での支払いが約束されるものではなく、将来大きく変更される可能性があります。
パッケージ化の有無	この商品は、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用行います。投資先ファンドは個別に購入することはできません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財務状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠はなにか。
- この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

- この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べてどのようなメリット・デメリットがあるのか。

2 リスクと運用実績

本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

損失が生じるリスクの内容

ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、直接または店頭金融デリバティブ商品を通じて間接的に、世界中の政府、政府機関、国際機関および企業発行体によって発行され、世界の公認市場に上場または取引されている米ドル建ての（またはその他の通貨建てで米ドルにヘッジされた）固定金利および変動金利の国債、社債などの債券または証券化商品に投資します。そのため、金利変動や投資対象資産の信用力評価の変化などの影響により、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ファンドおよび投資先ファンドに関する主なリスクは以下のとおりです。（以下に限定するものではありません。）

投資目的および取引リスク／価格変動リスク／為替変動リスク／投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社への依存／投資対象の集中／報酬の重層構造：投資先ファンドへの投資に関連する報酬／市場リスクおよび金利リスク／信用リスクおよび取引相手方（カウンターパーティー）リスク／流動性リスク／通貨リスク／新興市場および政府関連リスク／デリバティブおよびレバレッジ・リスク／法的リスク／規制リスクおよび課税リスク／証券化商品に関するリスク／非投資適格証券に関するリスク／偶発転換社債（CoCo債）に関するリスク

参考 過去1年間の收益率

当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。（設定日：2026年2月17日）

参考 過去5年間の收益率

当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。（設定日：2026年2月17日）

※損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論見書】の「投資リスク」、運

用実績は「運用実績」箇所に記載しています。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

・上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。

・相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。

次面も必ずご確認ください

3 費用

本商品の購入または保有には、費用が発生します

購入時に支払う費用 (販売手数料など)	お申込口数に1口当たり純資産価格を乗じたお申込金額に、以下の手数料率を乗じて計算されます。			
お申込代金／金額	手数料率	※別に定める場合はこの限りではありません。		
5万口未満	3.30% (税抜3.00%)			
5万口以上10万口未満	2.20% (税抜2.00%)			
10万口以上50万口未満	1.65% (税抜1.50%)			
50万口以上	0.55% (税抜0.50%)			
継続的に支払う費用(信託報酬など)	ファンドの資産から支払われる実質的費用は、①ファンドの管理報酬等、②投資先ファンドの報酬および費用、③その他の費用・手数料から構成されます。			
	①ファンドの管理報酬等 純資産総額の年率1.24%（ただし、管理事務代行報酬の最低報酬金額（年間45,000米ドル）が設定されています。）がかかります。			
	②投資先ファンドの報酬および費用 下記「ファンドを通じて間接的に負担する投資先ファンドの費用」および「運用成果に応じた費用（成功報酬など）」をご参照ください。			
	③その他の費用・手数料 設立費用（ファンドの設立および受益証券の募集に関する費用・手数料は、最初の5会計年度をかけて償却されます。）、その他の運営費用（受益証券の募集により生じる費用（目論見書作成費用等を含みます。）、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドについて課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。）がファンドにより支払われます。これらは運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことはできません。詳細は交付目論見書をご参照ください。			
	<ul style="list-style-type: none"> 運用報酬として投資先ファンドの純資産総額に対して年率0.50% 事務代行報酬および保管受託報酬等が実質的に控除されます（事務代行報酬および保管受託報酬は、投資先ファンドに対して、上限年率0.34%）。当該費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率を示すことができません。 			
ファンドを通じて間接的に負担する投資先ファンドの費用	<ul style="list-style-type: none"> 成功報酬算出のためのベンチマーク超過分に対して15% 			
	※ベンチマークには、SOFR（米国担保付翌日物調達金利）をもとに日次複利計算したものをお適用します。			
売却（解約）時に支払う費用 (後払い手数料・信託財産留保額など)	ありません。			

※上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。
- 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4 換金・解約の条件

本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

- この商品の償還期限は2036年4月30日です。但し、期間変更や繰上償還となる場合があります。
- 管理会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となる、投資運用会社によるファンドの（またはある受益証券クラスに帰属する）投資対象の換金が実行可能でないと判断した場合（投資先ファンドが買戻請求の停止またはその他の制限を宣言した場合を含みますが、これに限られません。）、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否または延期することができます。
- 受託会社は、ファンド障害事由が発生した場合、または、以下の事由が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算（および受益証券1口当たり純資産価格の計算）ならびに／もしくは受益証券の発行（申込み）および買戻しを停止し、ならびに／または受益証券の買戻請求をした者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

※詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

- 管理会社および／または投資運用会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、（i）ファンドの一部もしくはすべての投資資産の処分、または（ii）当該処分代金の移転が、合理的な方法により実行できない、もしくは当該処分の実行が受益者の最善の利益とはならない場合
- 投資先ファンドが、投資先ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言したか、または投資先ファンドの純資産総額の計算を停止した場合
- 管理会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、公正かつ合理的な方法により純資産総額を計算することができない場合
- 受託会社、管理会社および／または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当地方で妨げられまたは閉鎖される場合
- 受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資資産の大部を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- 私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

次面も必ずご確認ください

5 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当社がお客さまへこの商品を販売した場合、当社は、お客さまが支払う費用（管理報酬等（信託報酬））のうち、組成会社等から販売報酬として年率0.60%の手数料を頂きます。販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理の対価です。
- 当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。
 - ・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬等を受領いたします。
 - ・当社は当ファンドの投資運用会社である三井住友D S アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
 - ・2025年10月30日時点において、当社の役職員は、同社の役職員を兼職等するなど、当社は同社と人的関係があります。当社が当ファンドを販売した場合、当社と人的関係がある同社の収益となります。
- 当社の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はございません。

※利益相反の内容とその対応方針については、当社ホームページ「[お客さま本位の業務運営に関する基本方針](https://www.smbcnikko.co.jp/customer/index.html)」の「④利益相反の適切な管理」をご参照ください。

<https://www.smbcnikko.co.jp/customer/index.html>



以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私にすすめていないか。
- ・私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社ではどのような対策をとっているのか。

6 租税の概要 NISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください

- 税金は表に記載の時期に適用されます。

- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税：分配金額に対して20.315%（源泉徴収）
換金（買戻し）または償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税：譲渡益に対して20.315%

- この商品の当社でのNISA、iDeCoでの取扱いは以下の通りです。

NISA*		iDeCo
成長投資枠	つみたて投資枠	
×	×	×

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年12月末日現在のものです。

※詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「税金」箇所に記載しています。

7 その他参考情報

販売会社（当社）が作成した
「契約締結前交付書面」

https://www.smbcnikko.co.jp/doc-pdf/2158_001.pdf



組成会社が作成した
「目論見書」

※PDF形式で掲載しています。

契約締結に当たっての注意事項等をまとめた「契約締結前交付書面」、金融商品の内容等を記した
「目論見書」については、ご希望があれば紙でお渡しします。